

## 公益社団法人日本不動産学会 会費規程

公益社団法人日本不動産学会（以下「本会」という。）が会員から徴収する入会金及び会費については、公益社団法人日本不動産学会定款（以下「定款」という。）に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

### （入会金及び会費の額）

第1条 定款第7条に定める入会金及び会費の額は会員の種別に従い、次のとおりとする。

会員の種別	入会金	口座引落による会費支払	電子メール連絡	年会費	補足説明
正会員 (除学生)	2,000円	○	○	8,000円	口座自動引落により会費を納め、かつ、学会からの連絡をメールで受け取することを了承している会員の年会費
		○	×	10,000円	口座自動引落により会費を納める会員の年会費(学会からの連絡は郵送による連絡)
		×	○	12,000円 (11,000円)	学会からの連絡をメールで受け取することを了承している会員の年会費(会費納入は請求書による振込)。 ( )内金額は、請求書に記載されている期限内に振り込んだ場合
		×	×	16,000円 (15,000円)	会費を請求書による振込、かつ、学会からの連絡は郵送を希望する会員。 ( )内金額は、請求書に記載されている期限内に振り込んだ場合
正会員 (学生)	2,000円	○	○	4,000円	口座自動引落により会費を納め、かつ、学会からの連絡をメールで受け取することを了承している会員の年会費
		○	×	5,000円	口座自動引落により会費を納める会員の年会費(学会からの連絡は郵送による連絡)
		×	○	6,000円 (5,500円)	学会からの連絡をメールで受け取することを了承している会員の年会費(会費納入は請求書による振込)。 ( )内金額は、請求書に記載されている期限内に振り込んだ場合
		×	×	8,000円 (7,500円)	会費を請求書による振込、かつ、学会からの連絡は郵送を希望する会員。 ( )内金額は、請求書に記載されている期限内に振り込んだ場合
賛助会員	不要			100,000円以上	1口(100,000円)以上

### （入会金及び会費の納入等）

第2条 入会金及び会費は定款第6条の規程にもとづき、理事会において入会を承認されたものは、速やかに全額納入するものとする。

第3条 理事会は会費の滞納が満1ヶ年間（起算日は、口座引落により会費を支払う会員においては口座引落日、請求書により会費を支払う会員においては請求書に記載の支払期日とする。）に及ぶときは、滞納会費を納入するまで会誌の配布を停止することができる。

**(期中入会者に対する特例)**

第4条 当該事業年度の1月1日以降3月31日までに入会する場合、入会者の申し出により、翌年度会費に充当することができる。ただし、論文投稿に限り、当該年度においても「日本不動産学会誌審査付論文投稿規程」第6条に定める投稿資格ある者とみなす。

2 前号で翌年度会費に充当する場合、入会者は翌年度の会員の種別による年会費を支払わなければならない。

**(入会金及び会費の用途)**

第5条 第2条の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

**(規程の変更)**

第6条 当規程の変更は理事会において議決する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月27日から施行する。